

高齢者・障害者等外出支援事業
『稲沢おでかけタクシー』実証実験実施要項

- 高齢者・障害者等外出支援事業『稲沢おでかけタクシー』実証実験の実施について
- コミュニティバス停留所やコミュニティバス接続便乗り場までの移動が困難な高齢者や障害者などに対する外出支援事業として、平成31年4月1日から実証実験を実施している『稲沢おでかけタクシー』について、市内全域での本格運行を目指すにあたり、問題点や課題の整理を行うとともに、既存の高齢者・障害者に対する支援施策との兼ね合い、既存の公共交通網に与える影響を調査するため、下記のとおり一部条件を変更して「実証実験」を継続する。
- 『稲沢おでかけタクシー』実証実験概要
- ・ 実証実験対象エリア **市内全域**
 - ・ 実証実験期間 **令和2年4月1日から令和3年3月31日まで**
 - ・ 運行方式 普通タクシー車両（旅客定員4名）によるドアツードア型交通
 - ・ 対象者 本市に住所を有する「75歳以上」、「障害者」、「市長が必要と認めたかた」
 - ※ 「障害者」とは「① 身体障害者手帳1～3級をお持ちのかた」、「② 療育手帳A・B判定のかた」、「③ 戦傷病者・特別項症～第5項症のかた」、「④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちのかた」
 - ※ 「市長が必要と認めたかた」とは「妊婦または出産後6カ月未満の女性」とする
(妊婦のかた：母子健康手帳発行の日から分娩予定日6カ月後まで利用可能)
(出産後の女性のかた：出産から6カ月後まで利用可能)
 - ※ 普通タクシー車両の旅客定員まで「付添者」の同乗も可能
 - ・ 運行区間 「自宅」から「市内全域」間
 - ※ 車両が入れない場合は自宅付近で安全確認が出来る場所
 - ※ 経由は不可、発着に自宅が含まれない利用も不可
 - ※ **市外として「勝幡駅北側ロータリー」への接続のみ可能**
 - ・ 利用登録 利用される日の2週間前までに市役所地域協働課、支所、市民センターへ「利用登録申請書」を提出すること
 - ※ 地域協働課にて「利用登録票管理データ」を管理する。
 - ※ 「利用登録番号」などを記した「利用登録証」を発行し、「利用上の注意」と併せて3月上旬ごろから普通郵便にて発送開始。

- ・ 運行日 月曜日～土曜日（祝休日、12月29日～翌年1月3日、はだか祭りの日を除く）
- ・ 運行時間 午前8時30分から午後5時まで
- ・ 利用予約 「利用登録証」の裏面に記載のあるタクシー事業者へ電話予約
 - ※ 予約受付時間 午前10時から午後7時
 - ※ 当日の予約や配車依頼も可能
 - ※ 予約を行わず、駅・病院等で待機中の車両に乗り込んだ場合は当該事業の運行としては取り扱わないこと
 - ※ タクシー乗車時に乗務員に「利用登録証」を提示する。
- ・ 利用料金 「タクシー運賃+迎車回送料金」の2分の1
 - ※ 10円未満の端数は10円単位に切り上げ
 - ※ 迎車回送料金について、市と利用者がそれぞれ2分の1を負担
 - ※ 「障害者福祉タクシー料金助成利用券」との併用は不可
 - ※ 身体障害者手帳又は療育手帳の提示により障害者割引、運転経歴証明書の提示により運転免許証返納割引が可能
- ・ 利用回数制限 無し
- ・ 検証項目 予約成立数、制度の対象者、利用回数制限、利用料金等
- ・ 運営体制 市内に事業所を有する各タクシー事業者と運行エリア毎の随意契約
- ・ 請求等 翌月の10日までに「請求書」と利用状況をまとめた「稲沢おでかけタクシー運転日報集計表」を併せて地域協働課へ提出する。
- ・ 登録受付 令和2年1月6日から全地区を対象とした事前受付開始